

2012年 10月 10日 Vol.0068

司法制度改革へ向けて ②
検察の「調査活動費」＝「裏ガネ」の撤廃を

■被疑者・参考人・証人全ての取り調べを可視化せよ

民主党は取り調べの可視化を目指すと明言してきた。政権交代が実現してからすぐに手をつけるのかと思いきや、2010年の前半の段階で法案作りはまだ具体的に進んでいない。何をためらう必要があるのか。躊躇することなく、一刻も早く実現するべきだ。

第3の要望として、この「取り調べ可視化法案」の成立を訴えたい。

本書（「権力」に操られる検察...三井環著）を読まれた読者は、密室で検察がどんな取り調べをするのか、よく理解いただけたと思う。検察とは実に卑劣だ。

鈴木宗男議員の場合、実の娘さんが載っているスポーツ紙をこれ見よがしにちらちら示された。癌の治療で命の危機にさらされている女性秘書を、まるで人質のように利用された。

元公安調査庁長官の緒方重威氏は娘さんから送られてきた哀願のメールを武器に使われてしまった。緒方氏は30年以上も検察のエリートコースを歩み、幹部として長年活躍してきた人物だ。そんな緒方氏でさえ手練手管に長けた検察の手口にまんまと騙され、虚偽の自白調書を取られてしまった。

よほどの猛者でない限り、100%検察の思うつばに沿った調書を取られてしまう。そしてときには緒方氏のようにでっち上げの調書を取られてしまうこともあるのだ。冤罪事件や不当な捜査を撤廃させるために、取り調べの可視化は絶対実現するべきである。

音声テープでもいいし、動画による映像撮影でも構わない。容疑者・被疑者の取り調べ、事件の目撃者など参考人や証人の取り調べは、全て記録すべきだ。デジタル機器が便利に発達している今日だけに、デジタルビデオによって鮮明な映像を記録する形式が最も望ましい。

取り調べの様子を全て記録しておけば、肉体的・精神的な拷問、脅迫、不当な取引を防げる。鈴木議員や緒方氏が受けたような理不尽な取り調べについても、後で弁護人なり裁判の傍聴人なりが全て確認できるようにすればいい。

取り調べの1部分だけを記録する形式だと、検察や警察にとって都合のいい部分だけを撮影されてしまう可能性が高い。だから取り調べは、最初から最後まで100%記録すべきだ。1部分しか撮影していないような記録は、証拠能力なしと見なせばいい。

■取り調べの全面可視化が冤罪を防ぐ

冤罪だった足利事件の場合、取り調べに当たった警察官や検事がたまたま録音テープを回していた。極めて異例なことに裁判官はこのテープを弁護人に引き渡すように命じた。菅家利和さん虚偽の自白をさせられるまでの生々しい音声記録は、法廷で公開され人々を驚かせた。

検察官時代、取り調べ中にテープを回した経験など私には1度もない。警察官がテープを回した例も聞いたことがなかった。菅家さんのケースでは、たまたま現場の人間が何らかの理由で録音テープを回していたのだろう。テープが残っていたおかげで、当時冤罪事件がどのように作られていったのかわれわれが確認することができたわけだ。

もちろん取り調べ可視化によるデメリットもある。現金を介した贈収賄事件の場合、決め手になるのは贈賄側・収賄側双方からの自白だ。例えば、銀行口座に500万円の不審なカネが入金されていたとしよう。それが賄賂かどうかを決定づけるのは、最終的に自白である。

いつどこで、誰がどういう状況で賄賂を手渡したのか、その供述を得るために、検察はあの手この手で贈賄側・収賄側双方を攻め立てる。取り調べ

とは戦争だ。法律に違反しない限り検察官は何でもやる。

「××建設の××は、おまえにカネを渡したと証言しているぞ」

そんなふうに、ウソのハッタリでカマをかけることだってある。こうしたギリギリの攻防線は可視化が実現すれば不可能になるだろう。検察は贈収賄事件を立件しづらくなり、犯人が逃げおおせてしまう可能性は高まる。

だが、このようなデメリットを被るようなことになっても、検察は可視化を受け入れるべきだ。取り調べに支障を来す、という主張は検察のエゴでしかない。足利事件の菅家利和さんのような不幸な例をこれ以上出してはいけない。無実の人に無期懲刑役を食らわせ、場合によっては死刑まで執行してしまう。そんな過ちは謝って済む問題ではない。

この問題にも鈴木議員は質問主意書を何度となくぶつけてくれている。最近でも「取り調べの全面可視化に対する千葉景子法務大臣の見解に関する質問主意書」（第174回国会／質問第28号／2010年1月2日）で全面可視化の進捗状況から早期の実現化を直接、千葉法務大臣に問うている。かつて参議院時代、全面可視化実現を目指す法案に賛成していた千葉大臣だけにその必要性は十分に理解しているはずだ。

冤罪を許さない— 取り調べの全面可視化を実現し、その姿勢を民主党には早く打ち出してほしいと強く求める。

■押収品目録と「残記録」をすべてオープンにせよ

第4に、検察が押収した証拠品の目録を全面開示すべきである。検察は、実に大量の証拠品を押収する。家宅捜索によって押収するものもあれば、捜査を通じて各所から見つけてくる押収品もある。それらすべてが裁判を通じて開示されるわけではない。というよりも、検察は裁判に有利になる証拠物よりほかは出してこないのだ。

検察が使わなかった「残記録」の中にひょっとすると被告人の無罪を証明する重大な証拠が含まれているかもしれない。だが弁護人は残記録を閲覧することもできなければ、何が証拠品に含まれているのか目録を知ること

さえできない。これではあまりに不公平だ。

死刑判決を受けた事件が、逆転無罪を勝ち取った例はいくつもある。冤罪を証明できたのは、たまたま表に出てきた残記録のおかげであるケースが多い。冤罪事件を防ぐためにも、押収品目録、残記録を全面開示すべきだ。

取り調べの可視化を進めるだけでは、冤罪防止の施策としては充分でない。押収品目録、残記録の全面開示をセットで進めることによって初めて車の両輪が揃う。

検察にとっても冤罪をでっちあげてプラスになることは何一つない。有罪判決を増やせば検事の出世に役立つのかもしれないが、冤罪が明らかになれば、検察が被るダメージは計り知れない。

真実を明らかにすることが検察の使命であるならば、押収品目録や残記録をオープンにして堂々と裁判で勝負すべきだ。

(次回に続く)

著者：三井環（元大阪高検公安部長）